



令和7年3月19日

各 位

会 社 名 株式会社ジェクシード
代表者名 代表取締役 今井 俊夫
(コード：3719 東証スタンダード)
問合せ先 経営管理部部長 増尾 雅人
(TEL. 03-5259-7010)

【訂正】「商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、本日開催の取締役会において、令和7年2月28日開催予定の第61回定時株主総会で商号変更を含む、定款一部変更の件について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

(1) 変更の理由

「商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ」の発表後、一部に誤りがあることが判明しましたので、これを訂正します。なお、訂正箇所は網掛けを付しております。

2. 訂正内容

附則第2条の削除と、新たな第2条の新設となります。

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 当社は株式会社 <u>ジェクシード</u> と称し、英文では<u>GEXEED C</u> <u>O., LTD.</u> と表示する。</p>	<p>(商号) 第1条 当社はAIストーム株式会社と称 し、英文ではAI storm Co., Ltd. と表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の各号の事業を営 むことを目的とする。 1～32 (条文省略) <u>(新設)</u></p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) 1～32 (現行どおり) <u>33 AIソリューション開発</u> <u>34 生成AIを活用したサービス提供</u> <u>35 AIによるデータ分析と最適化</u> <u>36 AIの組込開発</u> <u>37 AI教育・コンサルティング</u> <u>38 産業廃棄物の収集、運搬、保管、処理</u> <u>及び最終処分</u> <u>39 特別管理産業廃棄物の収集、運搬、保</u> <u>管、処理及び最終処分</u> <u>40 建設廃材、コンクリートがら、アスフ</u> <u>ァルトがら、木くず等の収集、運搬、</u> <u>リサイクル及び販売</u> <u>41 廃プラスチック類、金属くず、ガラス</u> <u>くず、陶磁器くず、紙くず等のリサイ</u> <u>クル及び販売</u> <u>42 一般廃棄物の収集、運搬、処理及びリ</u> <u>サイクル業務</u> <u>43 事業系一般廃棄物の収集、運搬、分別</u> <u>及び処理業務</u> <u>44 建物解体工事及びそれに伴う廃棄物処</u> <u>理業務</u> <u>45 建設資材の再利用及びリサイクル業務</u> <u>46 環境保全及びリサイクルに関するコン</u> <u>サルティング業務</u></p>

現行定款 <u>(新設)</u>	変更案
<p>(本店の所在地) 第3条 会社は、本店を東京都<u>台東区</u>に置く。</p>	<p>47 <u>物流業務におけるA I導入プロジェクトの企画、実行およびマネジメントに関するサポート業務</u></p>
	<p>48 <u>ロジスティックス業務に関連するIoTデバイス、センサーおよびハードウェアの開発、販売および</u></p>
	<p><u>輸出入業務</u></p>
	<p>49 <u>A Iを用いた物流データの分析、需要予測、ルート最適化およびプ</u></p>
	<p><u>ロセス改善に関する事業</u></p>
	<p>50 <u>ロジスティックスおよびA Iに関連するマーケティング、広告およびプロモーション活動の企画運営</u></p>
	<p>51 <u>ロジスティックス業務におけるA Iシステムおよびソフトウェアの</u></p>
	<p><u>開発、販売、導入支援および保守</u></p>
	<p>52 <u>ロジスティックス分野におけるA I活用事例の普及促進およびコン</u></p>
	<p><u>サルティングサービス</u></p>
	<p>53 <u>ロジスティックス業務に関連する車両の仕入、販売、リース、レ</u></p>
<p><u>ンタル業務</u></p>	
<p>54 <u>ロジスティックス業務に関連するファンド組成等の金融関連事業</u></p>	
<p>55 <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 会社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p>	

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 当社は株式会社 <u>ジェクシード</u> と称し、英文では <u>GEXEED C</u> <u>O., LTD.</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の各号の事業を営 むことを目的とする。 1～32 (条文省略) <u>(新設)</u></p>	<p>(商号) 第1条 当社は <u>AIストーム株式会社</u> と称 し、英文では <u>AI storm Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1～32 (現行どおり)</p> <p><u>33 AIソリューション開発</u></p> <p><u>34 生成AIを活用したサービス提供</u></p> <p><u>35 AIによるデータ分析と最適化</u></p> <p><u>36 AIの組込開発</u></p> <p><u>37 AI教育・コンサルティング</u></p> <p><u>38 産業廃棄物の収集、運搬、保管、処理 及び最終処分</u></p> <p><u>39 特別管理産業廃棄物の収集、運搬、保 管、処理及び最終処分</u></p> <p><u>40 建設廃材、コンクリートがら、アスフ ルトがら、木くず等の収集、運搬、 リサイクル及び販売</u></p> <p><u>41 廃プラスチック類、金属くず、ガラス くず、陶磁器くず、紙くず等のリサイ クル及び販売</u></p> <p><u>42 一般廃棄物の収集、運搬、処理及びリ サイクル業務</u></p> <p><u>43 事業系一般廃棄物の収集、運搬、分別 及び処理業務</u></p> <p><u>44 建物解体工事及びそれに伴う廃棄物処 理業務</u></p> <p><u>45 建設資材の再利用及びリサイクル業務</u></p> <p><u>46 環境保全及びリサイクルに関するコン サルティング業務</u></p> <p><u>47 物流業務におけるAI導入プロジェク トの企画、実行およびマネジメントに 関するサポート業務</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>48 <u>ロジスティックス業務に関連する I o T デバイス、センサーおよびハードウェアの開発、販売および輸出入業務</u></p> <p>49 <u>A I を用いた物流データの分析、需要予測、ルート最適化およびプロセス改善に関する事業</u></p> <p>50 <u>ロジスティックスおよび A I に関するマーケティング、広告およびプロモーション活動の企画運営</u></p> <p>51 <u>ロジスティックス業務における A I システムおよびソフトウェアの開発、販売、導入支援および保守</u></p> <p>52 <u>ロジスティックス分野における A I 活用事例の普及促進およびコンサルティングサービス</u></p> <p>53 <u>ロジスティックス業務に関連する車両の仕入、販売、リース、レンタル業務</u></p> <p>54 <u>ロジスティックス業務に関連するファンド組成等の金融関連事業</u></p> <p>55 <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 会社は、本店を東京都<u>台東区</u>に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 会社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第52期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定められる最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p>

<p>2. 第52期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</p>	
<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p>	
<p>第2条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示みなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする。株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(商号に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条（商号）は、令和7年4月1日から効力を生じるものとする。</p> <p>2. 本条は、効力発生後にこれを削除する。</p>